

目黒区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付取扱要領

第1 通則

この取扱要領は、私立幼稚園等園児、又は私立の保育所型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園に在籍する短時間利用児の保護者に対する補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に関する細目を定めるものとする。

第2 「幼稚園」について

学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める特別支援学校の幼稚部を含める。

第3 「保育所」について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所、東京都及び東京都以外が認定したこども園、東京都認証保育所をいう。

第4 「幼児の住所」について

1 住所は、区の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されたものとする。

2 区の住民基本台帳への記録を免除されている外国人については、公的機関が発行する居住を証する証書等の確認をもって、住所要件に該当するものとすることができる。

第5 「幼児の年齢計算について」

1 幼児の年齢計算は、当該年の3月31日現在の満年齢による。

2 当該年の4月1日以降、満3歳に達する幼児は、満3歳に達した時点で3歳児に含めるものとする。

第6 「保護者」について

父母が幼児と同一の世帯に属していない場合、幼児と同一の世帯に属し幼児を監護している者並びに区内に所在する児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び乳児院（以下「児童養護施設等」という。）の長及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）の事業者並びに里親についても、要綱第2条（8）の「保護者」とみなすことができる。

なお、区内に所在する児童養護施設等の長及びファミリーホームの事業者並びに里親に対する補助は、平成11年4月30日付け厚生省発児第86号「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」第4の2の表（6）の支弁額を除いた額に対して行う。

第7 「世帯」について

1 「世帯」は、同一の住居に居住し、生計を一にしている者の集まりをいうものとし、住民基本台帳法第6条に基づき編成される世帯を基本とする。

2 幼児が属する世帯とは別に、通園に要する費用を負担している者がいる場合は、その者の所得を当該幼児の属する世帯の所得に含めるものとする。

3 単身赴任や入院者のように、実際には居住が別の場合でも、その単身赴任や入院は一時的なもので、経済的には出身世帯と一体性がありいずれ自宅に帰るような帰来性がある場合には、これらのものも同一世帯として取り扱うものとする。

第8 住所を異動した場合について

年度の途中で住所を異動した場合は、4月分については転入日にかかわらず本区において補助し、5月以降は各月1日現在本区が住所地の場合に補助する。

第9 世帯の区市町村民税額の算定及び確認等について

- 1 世帯の区市町村民税額については、申請者に課税（非課税）証明書等を提出させることにより確認する方法に代え、本人同意のもと区が課税（非課税）状況を公簿等で確認する方法によることができる。
- 2 未申告等により、区市町村民税額が決定しない世帯については、補助の対象としない。
- 3 当該年度の初日に属する年の1月1日現在に日本国内に住所が無かった場合は、前年の収入等を確認し、これを基に算出した特別区民税の額に応じて補助する。なお、前年の収入等とは、前年の1月1日から12月31日までの収入等とし、当該年度の初日に属する年の1月の最初の金融機関営業日現在の為替レートにより円換算した金額をいう。
- 4 当該年度の初日に属する年の1月1日現在に日本国内に住所があった場合でも、前年1月1日から12月31日までの間に海外に居住し、かつ所得があった場合は、3の規定を準用し、特別区民税額の調整をする。
- 5 3に規定する収入等は、当該補助対象者が属する企業団体等の給与支給証明書等により確認できるものとする。
- 6 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所の長の証明書によって課税（非課税）証明書に代えることができる。
- 7 区市町村民税額は、税額控除後の金額とする。ただし、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除及び地方税法における寄付金税額控除は適用しない。
- 8 保護者の結婚、離婚、死亡等の事由による世帯構成の変更に伴い世帯の所得が前年と比べて増減した場合は、その状況を調査し、これをもとに区市町村民税の所得割課税額を算定することができる。なお、これにより算定された税額については、世帯構成の変更事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から適用する。
- 9 児童養護施設等及びファミリーホームに入所している園児並びに里親に委託されている園児については、児童養護施設等及びファミリーホームに入所していること若しくは里親に委託されていることを明らかにする児童相談所の長の証明書又は通園に要する費用の負担者を明らかにする児童養護施設等及びファミリーホームの長若しくは里親の証明書の提出を受けることにより、区市町村民税が非課税の世帯として取り扱う。

第10 「第2子」以降の判定について

第2子以降の判定をする場合には、小学校（就学免除等により、小学校に就学していない場合は、就学年齢と同一年齢である子）又は特別支援学校に就学している児童及び保育所、認定こども園、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している幼児を含めて判定する。

第11 入園料補助金の対象者について

- 1 当該補助金は、本区に住所異動した月以降に入園した幼児を対象とする。ただし、前住所地等で当該入園に際し、同種の補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。
- 2 当該補助金は、対象幼児が本区に住所を有し、かつ3歳児・4歳児及び5歳児である間1回限りとする。ただし、区長が必要であると認めたときは、この限りではない。

第12 世帯構成の変更に伴う税額変更による就園奨励費補助金の算定方法について

第9の8により区市町村民税の所得割課税額が増減し、就園奨励費補助金の単価が年度の中途で変更となった場合には、次の算式により月割し、支給額を算定する。

第4条（2）の表に掲げる額（区市町村民税所得割課税額変更前の該当単価）÷12×区市町村民税所得割課税額変更前の期間の月数+第4条（2）の表に掲げる額（区市

町村民税所得割課税額変更後の該当単価) ÷ 1.2 × 区市町村民税所得割課税額変更後の
期間の月数 (百円未満を四捨五入)

付則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成18年12月6日から施行する。

付則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成21年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する

付則

この要領は、平成24年5月14日から施行し、同年4月1日から適用する

付則

この要領は、平成25年6月4日から施行し、平成24年7月9日から適用する

付則

この要領は、平成25年10月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する

付則

この要領は、平成26年5月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する

付則

この要領は、平成28年5月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する

以 上